

重層的支援体制整備事業への移行準備事業に係る資源管理・情報公開システム導入業務委託事業企画提案書審査委員会 設置要領

(趣旨)

第1条 重層的支援体制整備事業への移行準備事業に係る資源管理・情報公開システム導入業務委託事業企画提案書(以下「提案書」という。)について、事業の円滑な推進を図るとともに、公正かつ適正な審査及び評価を行うため、重層的支援体制整備事業への移行準備事業に係る資源管理・情報公開システム導入業務委託事業企画提案書審査委員会(以下「委員会」という。)を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

第2条 委員会は、提案書について別に定める基準に基づき、審査及び評価をするものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、**非公表**をもって充て、副委員長は、**非公表**をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職員で組織する。

非公表

(委員長の職務)

第4条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、審査に関係がある関係者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、企画提案の審査終了までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課地域福祉係において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年1月10日から適用する。